

公共職業訓練の協力事業所を募集しています

兵庫県 障害者委託訓練 (障害者の態様に応じた多様な委託訓練)

国立県営 兵庫障害者職業能力開発校

◆ 障害者委託訓練とは

県（公共職業能力開発校）が企業や団体等に委託して、就労に必要な知識・技能の習得、または実際の職場環境における実践的な職業体験を実施する公共職業訓練です

1 提案を募集する訓練

コース区分		訓練形態	訓練期間・時間	訓練実施場所 (原則)
知識・技能習得 訓練コース	通所	教室への通所による集合教育	原則3か月以内 標準100(下限80)時間/月	対象地域 ※
e-ラーニング コース	在宅	Web回線により在宅で受講する 訓練	原則3か月 標準100(下限80)時間/月	兵庫県全域
実践能力習得 訓練コース	通所	実務現場への通所による作業 実習	原則3か月以内 標準100(下限60)時間/月	対象地域 ※
	在宅	Web回線により在宅で受講する 訓練		

※対象地域：兵庫県内神戸（東灘区、灘区）、阪神、丹波、但馬

2 提案を募集する期間

知識・技能習得訓練コース	企画提案(プロポーザル)方式(年2回予定)
e-ラーニングコース	
実践能力習得訓練コース	年間を通じて訓練提案を募集中

3 委託費等

- (1) 受講者1名あたり6万4千円/月(税別) ※〔6万4千円(税別)×月数×受講者数〕で計算
- (2) 実践能力習得訓練コースのみ、中小企業の場合は受講者1名あたり9万6千円/月(税別)
- (3) 知識・技能習得訓練コースと、e-ラーニングコースは、修了者が修了から3か月以内に就職した場合委託費とは別に報償費として対象就職者1名あたり2万円(税別)を支給(支給基準あり)

4 受講対象者

- (1) 以下のいずれかの障害をお持ちで、ハローワークに求職登録をしている方が対象です
身体障害/精神障害/知的障害/発達障害/高次脳機能障害/難病等
※障害者手帳を取得していない場合、各種証明書類(医師の診断書や、公的判定機関の判定書等)でも受講可能ですが、障害種別により必要な書類が異なりますので詳しくは、お問い合わせください。
- (2) 上記のほか、症状が固定して身辺自立が可能である、訓練修了後の就職調査に協力可能であるなど、コースにより応募要件があります

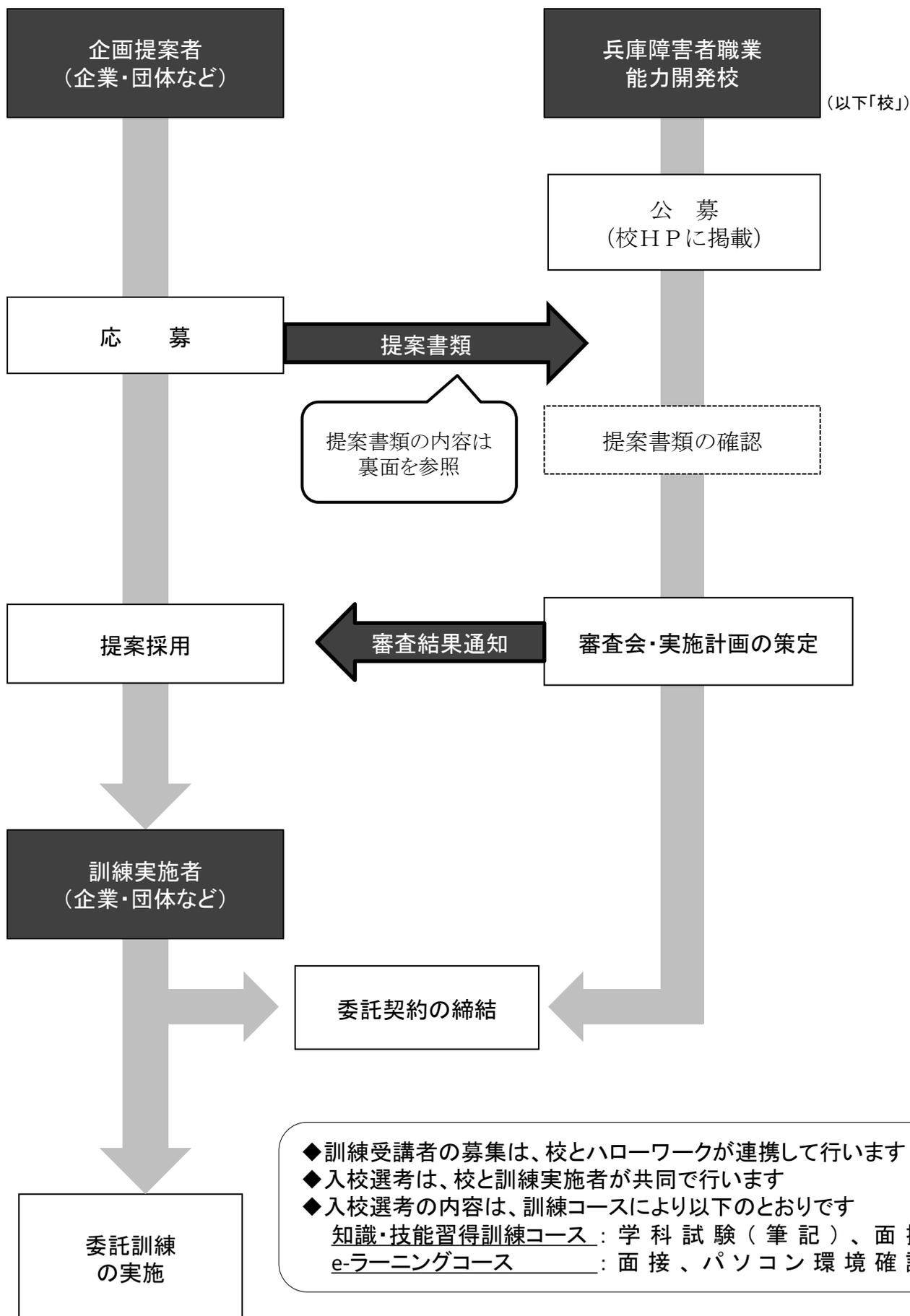
お問い合わせ先

国立県営 兵庫障害者職業能力開発校 委託訓練担当
〒664-0845 兵庫県伊丹市東有岡4-8
TEL: 072-782-3217 FAX: 072-782-7081
ホームページ <http://www.hyoushou.jp/>
(サイドメニューの「委託訓練の紹介」以下から詳細ページへ)



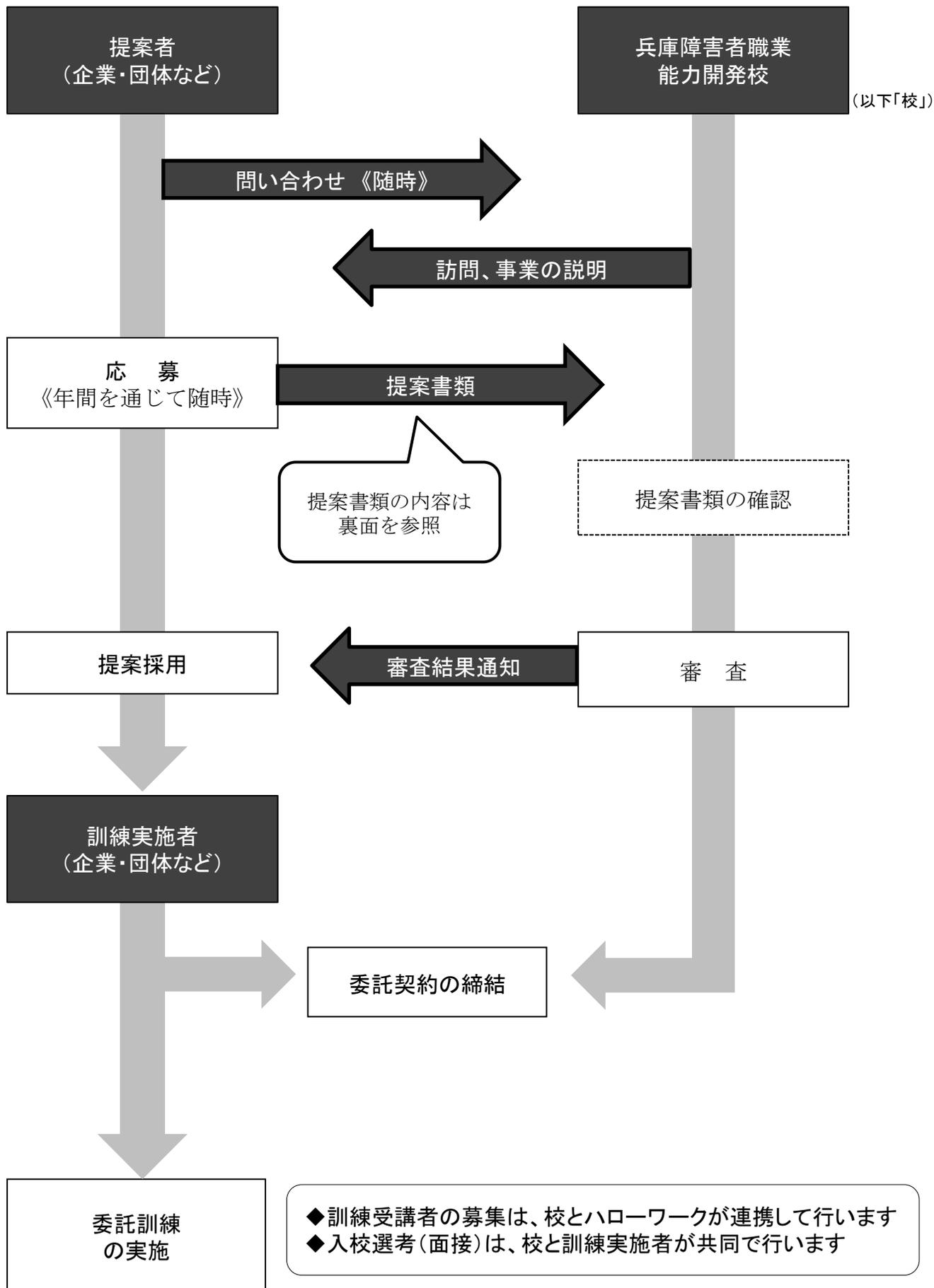
知識・技能習得訓練コース、e-ラーニングコース 提案募集から実施までの流れ

◆ 企画提案（プロポーザル）方式による公募で、実施計画を決定 ◆



実践能力習得訓練コース 提案応募から実施までの流れ

◆ 年間を通じて随時募集、随時実施（年度内に終了） ◆



◆ 訓練提案書類の内容

● 指定の様式に記入するもの

書類の名称	主な内容	知識・技能	e-ラーニング	実践
企画提案書	訓練科の名称、実施希望期間・回数	○	○	
エントリーシート	訓練の概要、カリキュラム、スケジュール)、教材	○	○	○
施設等調書	訓練実施場所の状況	○		○
講師一覧表	講師の指導年数、資格等	○	○	
訓練体制の状況	運営体制、就職支援体制	○	○	
訓練実績表	過去3年間における職業訓練の実績	○	○	
委託料見積書	受講生一人あたりの委託費	○	○	○
法人等概要書	法人等の概要（事業の状況等）	○	○	○
誓約書	書類の内容が事実であること等の誓約	○	○	

● その他の添付書類

書類の名称	知識・技能	e-ラーニング	実践
最寄駅から訓練実施場所までの経路が分かる地図	○		○
訓練施設の見取り図	○		○
兵庫県税に関する納税証明書 (県税の課税実績が無い場合は、県税に係る誓約書)	○	○	○
会社概要、パンフレット			○

- ・上記の内容は令和7年度訓練の提案に係るものであり、令和8年度の提案については変更となる場合があります
- ・介護職員初任者研修を提案される場合は、介護員養成研修の指定通知書の写しもご提出ください
- ・必要に応じ、その他の書類を提出いただく場合があります
- ・職業訓練サービスガイドライン研修「修了証書」の写しがあれば提出してください(任意)

◆ Q&A

★ 受講者はどのように募集するのですか？

校で受講者募集チラシを作成し、ハローワークなどの関係機関に配置します。
受講希望者の受付はハローワークの窓口で行います。

★ 教材費を受講者に負担してもらうことは可能ですか？

教材が受講者の所有となる場合は、最小限の金額であれば受講者の負担とすることができます。
貸与の場合は、受講者に負担させることはできません。
また、受講料や補講料として料金を徴収することはできません。

★ 万一の事故などにはどのような備えがありますか？

実践能力習得訓練コースでは、労災保険に特別加入します。会社の労災保険ではなく、兵庫県委託訓練生組合において加入しますので、手続き及び保険料負担は県が行います。

上記のほか、知識・技能習得訓練コース及び実践能力習得訓練コースでは、受講者が保険料を負担する任意保険「職業訓練生総合保険」への加入を推奨しています。

★ 実践能力習得訓練コースでは、賃金などの支払いが必要ですか？

賃金・食事代・交通費などの支払いは不要です。
ただし、職業訓練としての実習ですので、訓練内容と関係のない作業に従事させたり、労働力として使用したりすることはできません。

★ 受講者を訓練修了後に雇用することは可能ですか？

事業所と受講者の、双方の意向が合えば可能です。